

高額療養費等の自己負担限度額が変わります

1 高額療養費の自己負担額の変更

高額療養費の見直しに伴う関係政令等の改正に伴い、69歳までの方の高額療養費の自己負担限度額が、平成27年1月診療分より、3区分から5区分に変更されます。70歳から74歳までの方の自己負担限度額に変更はありません。（差額ベッド代などの保険適用外分、入院時の食事負担額などは高額療養費の対象外）

平成26年12月診療分以前		平成27年1月診療分以降	
区分(所得合計額)	限度額	区分(所得合計額)	限度額
上位所得者 (600万円超)	15万円+ (医療費の総額-50万円)×1%	901万円超	252,600円+ (医療費の総額-842,000円)×1% 140,100円(4回目以降の限度額)
	83,400円 (4回目以降の限度額)		600万円超～ 901万円以下
一般	80,100円+ (医療費の総額-267,000円)×1%	210万円超～ 600万円以下	80,100円+ (医療費の総額-267,000円)×1% 44,400円(4回目以降の限度額)
	44,400円 (4回目以降の限度額)	210万円以下	57,600円 44,400円(4回目以降の限度額)
市民税非課税	35,400円 24,600円(4回目以降の限度額)	市民税非課税	35,400円 24,600円(4回目以降の限度額)

2 限度額適用認定証

高額療養費の変更に伴い、69歳までの方の限度額適用認定証の適用区分の記載内容が平成27年1月以降変更になります。このため、8月から12月に交付する限度額適用認定証の有効期限は、平成26年12月31日となっています。なお、限度額適用認定証申請時に平成27年7月末日まで有効の認定証を希望された方には、12月中に平成27年1月1日から7月末日まで有効の認定証をご自宅に郵送します。

3 高額介護合算療養費の変更

高額療養費の変更に伴い、69歳までの方がいる世帯の高額介護合算療養費の自己負担限度額も変更となります。70歳から74歳までの方の自己負担限度額に変更はありません。

平成26年7月診療分以前		平成26年8月～平成27年7月診療分		平成27年8月診療分以降	
区分(所得合計額)	限度額	区分(所得合計額)	限度額	区分(所得合計額)	限度額
上位所得者 (600万円超)	126万円	901万円超	176万円	901万円超	212万円
		600万円超～ 901万円以下	135万円	600万円超～ 901万円以下	141万円
一般	67万円	210万円超～ 600万円以下	67万円	210万円超～ 600万円以下	67万円
		210万円以下	63万円	210万円以下	60万円
市民税非課税	34万円	市民税非課税	34万円	市民税非課税	34万円

【前述の1・3の表中用語説明】

- 所得合計額 同一世帯のすべての国保加入者の前年の基礎控除後の所得合計額
- 市民税非課税 同一世帯の世帯主とすべての国保加入者が市民税非課税の世帯に属する方

問合せ

- 市庁舎新館1階 国保医療課国保係 TEL0897-52-1447
- 各総合支所 市民福祉課 市民保険係(東予)・市民福祉係(丹原・小松)
○東予 TEL0898-64-2700 ○丹原 TEL0898-68-7300 ○小松 TEL0898-72-2111